

## 『平成27年度税制改正大綱(3)結婚・子育て、住宅等贈与特例』

本改正では、少子化の進展と人口減少への対応策として、資産の早期移転を通じ若年層の経済的不安を軽減させ、結婚・出産を後押しするための措置が盛り込まれた。20歳以上50歳未満の個人(受贈者)の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関等に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された額のうち、受贈者1人につき1,000万円(婚礼に関する費用は300万円)までを非課税とする。対象となるのは、婚礼に要する費用のほか住居に要する費用及び引越に要する費用、妊娠・出産に要する費用や子の医療費・保育料のうち一定のもの。

さらに、資産の早期移転により住宅需要を刺激するとともに、省エネ、耐震、バリアフリー等の機能が低い住宅ストックの形成を促すために、直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税の非課税措置はその限度額を引き上げ、延長を図る。特に優遇される「良質な住宅用家屋」には、一次エネルギー消費量や高齢者等配慮対策について一定の基準を満たす家屋が追加された。

また、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置については、対象となる教育資金の範囲、金融機関へ提出する書類の範囲をともに拡大し、適用期限を延長することとなった。

## 『確定申告を前に国税庁がPR 相談・受付期間などを公表』

国税庁は、平成26年分の所得税・復興特別所得税、個人事業者の消費税・地方消費税および贈与税の確定申告について相談・申告書の受付期間などをまとめ発表した。同時に、ホームページに「確定申告特集ページ」を設け、自宅からの申告をサポートする旨明らかにするとともに、▽申告相談のご案内▽主な税制改正について▽ご留意いただきたい事項▽東日本大震災への対応—と題する文書も公表した。

相談・申告書の受付期間、納期限および振替納税の場合の振替日は次の通り。

**【所得税・復興特別所得税】**2月16日(月)～3月16日(月)、納期限3月16日、振替日4月20日(月) **【個人事業者の消費税・地方消費税】**1月5日(月)～3月31日(火)、納期限3月31日、振替日4月23日(木) **【贈与税】**2月2日(月)～3月16日(月)、納期限3月16日

所得税・復興特別所得税の還付申請は、2月15日以前でも提出可能。平日(月～金)以外でも、一部の税務署では2月22日と3月1日に限り、日曜日にも相談・申告書の受付を行う。

国税庁は「ご留意いただきたい事項」欄で、確定申告書の作成にあたっては「復興特別所得税額」欄への記載漏れのないよう赤字で特に注意を促した。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。